ハンターマウンテン塩原　索道運送事業約款

■「索道（リフト）利用に関して」

(適用範囲)

第1条　当社の運営する索道事業に関する運送約款は、この約款の定めるところにより行います。
この約款に定めのない事項については法令の定めるところにより、法令に定めのないときは一般の慣習によります。

(係員の指示)

第2条　旅客に対し安全輸送と秩序の維持のため必要な場合には、当社係員（以下「係員」という。）が指示を行いますが、その指示に対しては必ず従っていただきます。

(運送の引受け)

第3条　当社は、第4条の規程により運送の引受けを拒絶する場合を除いては、旅客の運送を引受けます。

(運送の引受けの拒否)

第4条　当社は、次に該当する場合には、旅客運送の引受けを拒絶します。

（1）有効な乗車券を所持していないとき
（2）係員の指示に従わないとき
（3）当該運送に関し、旅客から特別の負担を求められたとき
（4）当該運送が法令の規程又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであるとき
（5）旅客の状態等から運送上の安全を期しがたいと認められるとき
（6）危険品等を所持しているとき
（7）天災その他やむを得ない理由による運送上の支障があるとき
（8）前各号に掲げる場合のほか正当の理由のあるとき

(リフト券の発売)

第5条　当社は、リフト券等をチケットショップ等において発売します。

(リフト券の効力)

第6条　リフト券は、券面記載の条件で使用する場合に限りその効力を有します。
当社がその運賃、料金を変更した場合、変更前において発行したリフト券は、その販売金額に係わらず通用期間内は有効とします。
当社で有効なリフト券等以外のものを使用したときは、無効とします。
リフト券等は、次の各号の一つに該当する場合は、無効とします。

(1) 券面記載の条件によらないで使用したとき
(2) シーズン券を、その記名人以外が使用したとき
(3) 改造又は変造若しくは偽造して使用したとき
(4) 汚損はなはだしく、券面記載事項の判読困難なもの
ただし、旅客からあらかじめその旅客の所有する汚損したリフト券について、新券との交換要請を受けた時は詐欺的行為でないと認められるものについては、新券と交換します。
(5) リフト券等の転売又は譲渡を禁止します (転売又は譲渡された乗車券等は無効なものとし回収します)
(6) 第6条5項に該当する転売行為が認められた場合、栃木県迷惑防止条例第4条違反として、販売者及び購入者について警察に通報します

Hunter Mountain

(リフト券の確認等)

第7条　当社は、旅客が乗車の際、改札にてリフト券の確認又は減算及び回収をします。

(運賃、料金及び適用方法)

第8条　当社が旅客から収受する運賃、料金及び適用方法は、以下の運賃表及び適用方法によります。

（1）運賃表（税込）

種別	大人 （中学生以上）	子供 （小学生）	シニア割引 （60歳～要身分証明証提示）
1日券	6,000円	5,000円	5,500円
4時間券	5,700円	4,700円	5,200円

適用方法：1日券は発行の当日に限り有効とする。4時間券の開始時間は各購入時間01分～30分は30分開始、31分～00分は00分開始とし、券面には終了時間のみ印字する。

種別	ポイント券（大人・子供・シニア共通）
1ポイント	600円
10ポイント券（複数名利用可）	5,500円

適用方法：ゴンドラ3ポイント（観光にて往復利用可）、ハンタークワッドリフト2ポイント、その他リフト1ポイント
ゲレンデベルトコンベア1ポイント2回乗車可

（2）天候、積雪状況により運賃を変更する場合はチケットショップ及び公式WEB（https://www.hunter.co.jp/winter/）にて随時掲示します。

(運転中止時における運送途中の乗客に対する取り扱い)

第9条　天災その他やむを得ない事由により、索道の運転を中止した場合の乗客に対しては、運転再開後における有効リフト券の無償交付等必要な継続運送の措置を行います。

(運賃の払い戻し)

第10条　当社の責任により、スキー場内全ての索道の運転ができないときは、別に定める規程により払い戻しを行います。ただし、天災及び風雪等により索道の運転に危険を生ずるおそれから一時的に運転を中止する場合は、この限りではありません。

(責任の始期及び終期)

第11条　当社の運送に関する責任は、旅客が第7条の行為を行ったときに始まり、降車したところをもって終わります。

Hunter Mountain

(乗客の禁止行為)

第12条　乗客は、次の行為を行ってはなりません。

(1)　搬器から飛び下り又は所定の位置以外で乗降すること。

(2)　スキー、ボード及び搬器を揺らすこと。

(3)　横乗り等危険な姿勢で乗車すること。

(4)　その他安全輸送を妨げる行為をすること。

(5)　非常停止して運転再開できないときは、救助方法等について連絡するので、その指示に従うこと。

(6)　未就学児のみでリフトに乗車すること。

(携帯品等に関する責任)

第13条　当社は、旅客の運送に関して生じた、スキーその他の携帯品の滅失又はき損による損害については、これを賠償する責を負いません。ただし、その滅失又はき損が当社の過失による場合は、この限りではありません。

(旅客の責任)

第14条　当社は、旅客の故意若しくは過失又はこの運送約款の規程を守らなかったこと等により、当社が損害を受けたときは、その旅客に対して賠償を求めます。

(割増運賃等)

第15条　当社は、旅客が所持する乗車券が、第6条第3項及び第5項の規定によりその乗車券等を無効とされたときは、旅客から乗車券等に相当する額及びこれと同額以内の割増運賃等を申し受けます。

(約款の変更)

第16条　この利用約款は、変更されることがあります。

2　変更を行う旨及び変更後の利用約款の内容並びに効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに、インターネット又はその他相当の方法により周知します。

東急リゾーツ＆ステイ株式会社　ハンターマウンテン塩原

制定

2020年3月31日

改定

2024年11月30日

Hunter Mountain